

徳島県過疎対策研究会 中間報告書（案）概要について

1. 過疎地域の役割

我が国の社会情勢が大きく変化する中、過疎地域がこれまで果たしてきた役割に加え、新たな役割が期待されているところであり、改めて過疎地域を「国民共有の財産」として再認識し、都市部との共生を図ることにより持続可能な社会づくりを進める必要がある。

【過疎地域の果たすべき新たな役割】

- 人の営みの場の創出による多様なライフスタイルの提供
- 新しい人の流れを生み出す魅力や価値の創造
- 国土の複眼型構造によるリダンダンシーの確保

2. 新たな過疎法に向けた基本的な考え方**（1）過疎対策の理念**

地域自らの発意と行動による「自律」の精神を育み、地域の実情に応じた振興策を講じることで、都市部から農山漁村地域への「新しい人の流れ」を創り出し、持続可能な国土の形成を図る。

（2）過疎地域の指定要件

- ・ 従来の「人口要件」「財政力要件」のみでなく、「住民一人あたり林野面積」等、過疎地域が担う役割に着目した要件を追加する。
- ・ 指定の単位については「平成の大合併後の市町村単位」を基本としながら、「昭和の大合併前の市町村単位」により人口減少の状況を把握し、大きく減少している地域は「一部過疎地域」として取り扱うなどの見直しを行う。

（3）新たな着眼点

- ①都市部から農山漁村へ向かう「人の流れ」の創出
- ②革新的技術を活用した取組みへの支援
- ③大規模自然災害への備えに対する支援
- ④都道府県の役割強化
- ⑤過疎法の恒久化

3. 新過疎法において目指すべき過疎地域のイメージ

- （1）地域と人のつながりを生み出す「新たな価値」の創造
- （2）地域住民が主役の集落運営
- （3）革新的技術による未来創造の拠点
- （4）地域環境を活かした自然・社会教育や愛着を育む「ふるさと教育」実践
- （5）風土・文化・生活様式等が織りなす多様な魅力

4. 今後取り組むべき支援策

(1) 補助金・交付金

- 国の「過疎地域自立活性化交付金」の対象事業に、
地域独自の教育事業（「自然・社会教育」「ふるさと教育」等）を追加する。

(2) 過疎地域を対象とした税制措置等

- 地方税の課税免除等に対する減収補てん措置について、
対象業種に「『Society5.0』基盤技術を有する産業」を追加する。

(3) 地域の実情に応じた採択基準の緩和

- 国の「急傾斜地崩壊対策事業」の採択基準について、
「保全人家数」の緩和要件に「過疎地域であること」を追加する。

(4) 過疎対策事業債

- 対象事業（ハード事業）に次の事業を追加
 - ・防災・減災や事前復興への対策
 - 〔
庁舎の耐震化や高台移転、防災公園の整備、復興のための住宅用地の確保、
上水道事業に統合した旧簡易水道施設の強靱化
〕
 - ・老朽化した公共施設の除却
 - ・「小さな拠点」形成に係る施設整備
- 「革新的技術を活用した取組み」に対する「交付税算入率」の引き上げ
- 財政力指数の低い自治体に対する「交付税算入率」の引き上げ
- 住宅整備事業に係る「充当率」の引き上げ
- 防災・医療・交通・情報基盤整備等の広域的事業に係る「都道府県過疎債」の発行